

議案第47号

平成30年3月2日提出

提出者 松山市議会議員 池 本 俊 英
渡 部 克 彦
若 江 進
菅 泰 晴
寺 井 克 之
森 岡 功
宇 野 浩
田 坂 信 一

松山市議会委員会条例の一部改正について

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例

松山市議会委員会条例（昭和36年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「7人」に、同項第4号及び第5号中「7人」を「6人」に改める。

付 則

この条例は、平成30年5月25日から施行する。

（提案理由）

松山市議会議員定数条例の改正に伴い、松山市議会常任委員会の委員定数について所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。